

第 1 部 本編

第 2 編 予防対策計画

第2編 予防対策計画

第1章 災害に強いまちづくり

災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。

第1節 地域防災構造の強化

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、特に人口の集中した地域の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強いまちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災まちづくり計画を策定し、この計画に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していく。

1. 防災まちづくり計画の策定

地震に強いまちづくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災まちづくり計画を策定する。

- ① まちづくりにおいて考慮する災害リスク
- ② 災害リスクを考慮した都市の課題
- ③ 防災まちづくりの基本方針
- ④ 防災まちづくりの具体的施策

上記計画に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や地区レベルの防災性の強化を図るため、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

特に建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

2. 防災空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

2.1 防災通路や避難路となる道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道

路について緊急性の高いものから整備を促進する。

2.2 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備

防災拠点や避難地となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

2.3 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な地域においては、火災発生の危険性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路もあるため消防活動の困難性が考えられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3. 地域の再開発等の推進

3.1 各種事業の整備

地震発生時における同時多発的な火災への対処等のため、木造密集地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、各種事業の面的な整備を推進する。

3.2 河川施設の整備

災害時における避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を河川管理者と連携・協力して事業推進を図る。

4. 緊急避難場所、避難路の確保等

4.1 避難施設整備計画の策定

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を策定する。

4.2 緊急避難場所の指定

延焼火災、がけ崩れ、河川のはんらん及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

(1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

(2) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所となる施設等が立地していること。

(3) 構造条件

指定緊急避難場所となる施設等が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

(4) その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと。

- ① 当該施設が地震に対して安全な構造であること。
- ② 場所・その周辺に、地震発生時、人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

4.3 避難路の整備

地域の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

(1) 立地条件

避難路はなるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(2) その他

万一の場合に備え、代替路も選定しておく。

4.4 避難路の確保

村職員ほか、避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努める。

第2節 風水害に強いまちづくり

1. 災害危険箇所対策の実施

1.1 危険箇所の調査

村は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ県と協力して調査を実施し、その実態を把握しておく。

村内の災害危険箇所は、次の資料のとおりである。

【資料 1-2-1-01 災害危険箇所総括表】

【資料 1-2-1-10 河川】

【資料 1-2-1-11 地すべり】

【資料 1-2-1-12 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料 1-2-1-13 土石流危険溪流】

【資料 1-2-1-02 山地災害危険箇所一覧表】

【資料 1-2-1-04 地すべり防止区域指定箇所一覧表】

【資料 1-1-6-06 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表】

1.2 危険箇所

1 〈第2編 予防対策計画〉

第1章 災害に強いまちづくり

第2節 風水害に強いまちづくり

(1) 山地災害危険箇所等

村は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の村民への周知を図る。

(2) 土石流危険溪流等

村は関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について砂防指定地としての指定推進に努める。

(3) 地すべり危険箇所等

村は関係機関と連携を図り、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所等を調査・把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発するおそれの極めて大きい地域について地すべり防止区域としての指定推進に努める。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所等

村は関係機関と連携を図り、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所等を調査・把握し、そのうち崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域を、急傾斜地崩壊危険区域としての指定推進に努める。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域

村は建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を推進する。

(6) 水防計画に基づく危険区域

水防管理者(村長)は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「諸塚村水防計画」に基づく危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団(消防団)を配置する。

(7) 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者(村長)は、落石、崩土、河川のはんらん、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、防災上緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止めの措置を行い、被害の未然防止に努める。

(8) その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、村民へ周知するとともに、法指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

1.3 危険箇所の調査結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

村は、土木事務所や農林振興局、消防機関等防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、村民の参加を得て行うよう努める。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

災害危険箇所の内容を村民に十分に認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。

危険箇所以外でも災害の発生が予想されるため、災害危険予想箇所についても掌握し、村民に周知する。

村独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に村民へ周知する。

1.4 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により村民に周知する。

(1) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を本計画に明示・位置付ける。

(2) 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付

(3) 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

第3節 建築物の安全化

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、ほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進する。

1. 建築物の耐震性の強化

1.1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成するよう努める。

(2) 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会の開催を進める。これに併せて一般村民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

(3) 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導する。

(4) 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報等の情報提供を行う。

2. 建築物の落下物対策の推進

2.1 建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

- (1) 道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。
- (2) 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。
- (3) 天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、所有者または管理者の対策を促進する。

2.2 ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 村民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- (2) 住宅地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
なお、実態調査は通学路、避難路及び避難地等に重点を置く。
- (3) ブロック塀を設置している村民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする村民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

3. 建築物の不燃化の促進

3.1 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集落地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、当該地域の選定を行ったうえ

で村民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

4. 重要施設の耐震性強化

4.1 村が管理する施設及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

村が管理する施設及び診療所、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

4.2 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、耐震補強工事を計画的に推進する。

4.3 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の通路幅の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び村は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言を行う。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

5. 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

村及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第4節 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、地形・地質及び多雨地域といった自然的条件から土砂災害の被害を受け易い本村では、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、村民の生命、財産の保全に努めるものとする。

1. 土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏

1 〈第2編 予防対策計画〉

第1章 災害に強いまちづくり

第5節 河川・ダム・治山・砂防

まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、※土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については、安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

2. 土砂災害防止対策の推進

2.1 土砂災害危険箇所における対策工事の推進

土砂災害危険箇所の法指定箇所については、各種対策事業の実施を推進する。

2.2 警戒体制の確立

危険区域に対し、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達・集約する拠点を配置するとともに、情報ネットワークの整備を図る。

2.3 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

3. 造成地災害防止対策の推進

3.1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

3.2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第5節 河川・ダム・治山・砂防

県の被害想定調査においては、河川施設等の被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

1. 河川施設の整備と管理

1.1 河川施設

(1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋梁・頭首工等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

(2) 頭首工等における管理体制の整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

1.2 ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令などに準拠しており、また、「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、県、九州電力との連携に立って主要なダムについて地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理のより安全性を期する。

なお、災害時に一貫した管理がとれるよう、関係機関との連絡体制の確立など、管理体制の整備、徹底を図る。

2. 治山・砂防施設の整備と管理

2.1 治山施設

(1) 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域の指定を経て治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

(2) 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針及び県の基準に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

2.2 砂防施設

(1) 砂防設備の整備

- ① 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。
- ② 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第1章 災害に強いまちづくり

第6節 道路等交通関係施設の整備と管理

(2) 地すべり防止施設の整備

- ① 緊急度の高い危険箇所から順次、施設整備に努め、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進める。
- ② 地すべり防止区域内の制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

- ① 危険箇所のある河川から、重点的な施設整備を促進する。
- ② 急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の監視を強化するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

第6節 道路等交通関係施設の整備と管理

道路等の公共施設は、村民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

また、道路及び橋梁等については、耐震性向上に努める。

1. 道路施設

1.1 道路施設の安全性の向上

- (1) 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

1.2 道路ネットワークの確保

- (1) 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。
また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。
- (2) 第2次緊急輸送道路である国道503号は、県北地区の防災拠点施設である五ヶ瀬町総合公園Gパークへの最短の連絡道路であるため、防災重要路線として、トンネル整備と含めて計画的な整備を要望していく。
- (3) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

1.3 緊急用河川敷道路の整備

災害発生時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

1.4 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難場所・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として

「道の駅」等の整備を図る。

1.5 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

第7節 ライフライン施設の機能確保

電力、電話、ガス、水道等のライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や村民の生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設に安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。基幹的水道施設等については、特に耐震性確保に努める。

また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

1. 上水道施設の整備

村及び水道事業者は、災害時における応急給水体制や応急復旧体制等について、【資料1-2-1-05 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書】により、積極的に対応する。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の耐震化
- ④ 安全性の高い水道システムの構築
- ⑤ 給水の安全性の確保

2. 下水道施設の整備

村は、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、下水道が有すべき機能を確保できるよう、耐震対策を実施する。

既存施設に対しては段階的に、新設施設に対しては建築当初の段階から対応する。

また、耐震対策が十分に整備されていない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道 BCP 策定等を行い対応を図るよう努める。

3. ガス施設の整備

ガス施設の災害予防措置については、ガス事業者の計画によるが、村もこれに協力する。

4. 電力施設の整備

1 〈第2編 予防対策計画〉

第1章 災害に強いまちづくり

第8節 危険物等施設の安全確保

災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置は、九州電力㈱（日向営業所）等電気事業者の計画によるが、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための必要な措置を実施するものとし、村もこれに協力する。

5. 通信施設の整備

通信施設の災害予防措置については、西日本電信電話㈱（延岡支店）の計画によるが、村もこれに協力する。

また、もろつか光ネット（光ファイバー通信網）の災害予防措置に努める。

第8節 危険物等施設の安全確保

地震による被害を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、消防機関等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1. 危険物施設の安全化

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行により、防災意識の高揚を図る。

1.1 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）及び同法第 14 条の 3 の 2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるものとする。

1.2 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

1.3 保全確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵。取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、液化石油ガス消費設備及び高圧ガス設備等について、県ならびに施設管理者との連携に立って、耐震化対策、定期自主点検の完全実施、危害防止対策等について指導する。

第9節 防災基盤・施設等の緊急整備

県の被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤、施設等の緊急整備を実施する。

1. 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

1.1 事業の趣旨等

地震防災対策を計画的に推進するため、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成23年度を初年度とした第四次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

これら計画の推進にあたっては、県との協議を行い、村が実施する事業については県の指導のもと、整備を進めるものとする。

2. 公共施設等耐震化事業の推進

2.1 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも村民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進する。

2.2 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- ② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等
- ③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

第10節 雪害予防対策

雪害による交通の途絶、通信及び電力供給等の遮断、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害を防止し、降雪時における村の機能を維持し、村民の安定した日常生活を確保する。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第1章 災害に強いまちづくり

第11節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

1. 交通手段の整備

1.1 除雪体制の整備

村は、迅速な除雪・倒木伐採作業を実施するために、除雪上必要とする機器及び資機材の整備、操作要員の増員を図る。

1.2 除雪体制の充実

村は、除雪機器等を保有しているが、積雪だけでなく積雪による倒木も道路交通に支障を発生させるため、除雪や立木伐採する資機材等を保有する民間事業者と除雪・倒木伐採作業に関する協力体制を整備しておくよう努め、降雪時における道路機能の早期回復を図る。

1.3 道路交通の確保

(1) 交通規制等の周知

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

(2) 倒木対策

村は、積雪の影響で交通が途絶するおそれのある樹木の調査を行い、必要に応じて所有者等により事前伐採の要請を行うよう努める。

2. 通信手段の整備

2.1 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

3. 食料等の備蓄・調達体制の整備

3.1 孤立集落への備蓄・調達体制

村は、積雪に伴う交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制など、積雪時の対応を考慮した備蓄・調達体制を整備する。

3.2 食料等の補給体制

(1) 長期降雪が心配される地域の米穀等の供給について、必要に応じて、卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前調整を実施するよう努める。

(2) 生鮮食料品については、貯蔵性のあるものは購入貯蔵するよう指導し、関係団体及び隣接市場と事前協議を実施し、迅速な補給体制を確立するよう努める。

第11節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、

様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

1. 県内活断層等の調査

国及び県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

2. 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。震災対策に関する調査研究事項としては、次の事項等が考えられる。

- ① 被害想定調査
- ② 地域危険度測定調査
- ③ 地盤の液状化に関する調査
- ④ 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- ⑤ 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- ⑥ 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- ⑦ 避難に関する調査研究
- ⑧ 防災情報システムに関する調査研究
- ⑨ 地震時における交通確保に関する研究
- ⑩ 消防活動の充実強化に関する調査研究
- ⑪ 広域応援・受援に関する研究

第12節 風水害に関する調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進するものとする。

1. 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、これらの現象の分析、検討に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図るものとする。

また、防災関係機関は、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備するものとする。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第1章 災害に強いまちづくり

第12節 風水害に関する調査・研究の推進

2. 調査・研究項目

村は、村内における危険区域の実態を把握し、県が行う調査・研究に協力する。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

第1節 災害発生直前における体制の整備

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備するものとする。

特に、村は、村民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示のほか、村民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達するものとする。

1. 警報等の伝達体制の整備

村は、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にして、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、防災行政無線で伝達する。

2. 避難誘導体制の整備

風水害により、村民の生命、身体等に危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備しておく。

2.1 避難対象地区の指定等

過去の風水害の履歴や災害危険区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・がけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所を定めた避難計画を作成する。

2.2 避難計画の作成

関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた以下の内容の避難計画を作成しておく。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

(2) 村民への情報伝達方法

村防災行政無線、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 災害発生直前における体制の整備

(3) 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等、安全性と利便性に十分配慮して定める。

(4) 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

2.3 要配慮者対策

高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、村民、消防団、民生委員、自治公民館、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

2.4 避難の勧告、指示の基準の明確化

村長は、原則として、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

2.5 避難所・避難路の安全確保

避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

村民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ① 村防災行政無線、電話等を通じ伝達する。
- ② 消防団、自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ③ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ④ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑤ テレビ、ラジオ等の利用により伝達する。
- ⑥ 緊急速報メールを利用し伝達する。

2.6 自主避難体制の整備

村民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて村民に対する指導に努めるものとする。

また、村民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に

避難するよう心掛けるものとする。

3. 災害未然防止活動体制の整備

3.1 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っておくものとする。

3.2 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

3.3 水防施設等の整備

- (1) 村は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておく。
- (2) 水防倉庫既設箇所及び水防資機材の状況は、村水防計画で定める。

4. 水防計画等の整備

4.1 村が実施する計画

村は以下の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- ① 水防組織、水防団(消防団)の確立・整備
- ② 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項
- ③ 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
- ④ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ⑤ 通信連絡系統の整備、警報等の村民への伝達体制の整備
- ⑥ 平常時における河川等の水防対象箇所の巡視
- ⑦ 河川ごとの水防工法の検討
- ⑧ 居住者への立退の指示体制の整備
- ⑨ 洪水時等における水防活動体制の整備
- ⑩ 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

また、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。

- ⑪ 水防機関の整備
- ⑫ 水防計画の策定
- ⑬ 水防協議会の設立
- ⑭ 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川に在住の村民に対する水防思

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

想の普及啓発

4.2 関係機関が実施する計画

- (1) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- (2) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川に在住の村民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

1. 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

【資料 1-2-2-01（新総合情報ネットワーク）】

【資料 1-2-2-02（宮崎県防災情報システム）】

【資料 1-2-2-03（震度情報ネットワークシステム概念図）】

【資料 1-2-2-04（災害対策支援情報システム）】

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、村民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システム、災害対策支援情報システムの運用体制の確立に努める。

2. 通信訓練、研修会の実施等

震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

3. 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

県及び村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

【資料 1-2-2-05（主な非常通信ルート）】

第3節 活動体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域の特性及び災害特性を考慮した対策を推進する必要がある。

1. 組織体制の整備

村は、地域防災計画に基づき、防災関係機関との協力体制の整備を図る。

2. 初動体制確立への備え

2.1 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等を作成し、その周知徹底を図る。

2.2 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段等について、事前に検討しておく。

2.3 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、各課は防災行政無線、戸別受信機の充実と携帯電話の利用等を検討しておく。

2.4 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組み合わせて行う。

(1) 訓練の目的

- ① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
- ② 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
- ③ 災害警戒本部等実働部門の訓練
- ④ 災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
- ⑤ 救助関係機関合同訓練

(2) 訓練の時期

- ① 平日の早朝
- ② 平日の夜間
- ③ 休祭日の昼間
- ④ 勤務時間内

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第3節 活動体制の整備

(3) 訓練の内容

- ① 緊急動員訓練
- ② 緊急伝達訓練
- ③ 総合指揮本部・現地本部訓練
- ④ 機器の設置訓練
- ⑤ 機器取扱い習熟訓練
- ⑥ 総合防災訓練

2.5 初動マニュアル等の作成

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう初動マニュアルを作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

災害時に手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行う。

2.6 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

2.7 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日ごろから職員指導を徹底する。

3. 災害対策中枢拠点施設の整備

災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4. 広域応援体制等の整備充実

4.1 隣接及び県内市町村間の相互協力体制の整備

村は、平常時から【資料 1-2-2-06 宮崎県市町村防災相互応援協定】及び【資料 1-2-2-07 宮崎県消防相互応援協定】に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

4.2 自衛隊等との連携体制の整備

県及び村は、大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ、国の関係機関、指定公共機関と連携し、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や、ヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化に努める。

5. 緊急時ヘリポートの確保

5.1 ヘリポートの選定

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリポートを3箇所（ドクターヘリの緊急時ヘリポートは6箇所）選定しており、避難場所と競合しないヘリポートとして使用する。

【資料 1-3-21-08 諸塚村のヘリポート一覧】

5.2 ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証

県あるいは自衛隊などのヘリコプター保有機関が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

6. アクセス整備

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる村民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

1. 出火防止体制の整備

村は、村消防団と連携して、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策を実施する。

1.1 一般家庭に対する指導

県及び村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- (1) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- (2) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- (3) 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- (4) 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- (5) カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- (6) 出火防止対策及び火災発生時における消火措置の徹底

1.2 事業所等に対する指導

1 〈第 2 編 予防対策計画〉

第 2 章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第 4 節 救急・救助及び消火活動体制の整備

- (1) 多数の者が利用する学校、病院、店舗等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

- (2) 化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対し、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

1.3 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生 of 未然防止を図る。

1.4 建築同意制度の活用

消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。

1.5 防災物品の普及及び管理指導

消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

1.6 火災予防条例の活用

火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

1.7 火災予防運動の実施

毎年、火災の多発期に当たる 11 月から 3 月にわたり、秋季全国火災予防運動(11 月 9 日～11 月 15 日)、宮崎県林野火災予防運動(1 月 30 日～2 月 5 日)、春季全国火災予防運動(3 月 1 日～3 月 7 日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く村民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

2. 消防力の充実強化

2.1 組織及び消防力

組織及び消防力の状況は、【資料 1-2-2-08 消防団の組織及び消防力一覧表】のとおりである。

2.2 消防施設・設備の強化と保全

- (1) 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。
- (2) 火災の場合の消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。
- (3) 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動カポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

2.3 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は、地域防災の中核的存在である。消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図る。

2.4 総合的な消防計画の策定

災害に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

2.5 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、村は消防団員を県消防学校へ入校させるとともに、県消防学校は必要に応じ教官を派遣し、一般教養訓練の推進を図る。

3. 消防水利の確保

3.1 耐震性消防水利の充実

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プール等の保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進する。

3.2 消防活動が困難な地域の消火体制の強化

消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動カポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

4. 救急・救助体制の整備

4.1 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、消防団を中心に次の事業を推進する。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第5節 医療救護体制の整備

4.2 救助体制の整備

- (1) 消防団を中心に救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- (2) 消防団及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- (3) 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

5. 初期消火・救出・応急手当能力の向上

5.1 要配慮者等の把握

村や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等を把握しておく。とりわけ寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、防火及び避難等の指導を繰り返し行う。

5.2 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

5.3 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出资機材の整備

村は、火災現場からの救出などに役立つ救出资機材の整備に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。また、自主防災組織等が行う地域の取組を支援する。

(2) 救助訓練

救急隊到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、村民に対する応急手当方法の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を中心として行われる救助訓練の指導、助言に当たる。

(3) 応急手当資器材の把握

村は、応急手当として有効な AED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置箇所の周知を検討する。

第5節 医療救護体制の整備

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、村民生活に大きな混乱を引き起こすことが予想される。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に、くい止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があり、災害拠点病院等の整備充実を図るなど、医療救護体制の整備について県

などを通じて積極的に推進する。

1. 実施体制

被災者に対する医療救護は、村が行う。なお、村単独で実施困難なときは県に対して医療班の派遣を要請し、隣接町村、その他の医療機関の応援により行う。

災害救助法が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社宮崎県支部が実施する。

2. 医療体制の整備

2.1 初期医療体制の整備

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、村民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2.2 関係機関との連絡体制の整備

村は、消防団、医療機関において相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県ドクターヘリ及び県防災救急ヘリ並びに自衛隊の航空機等による搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

2.3 トリアージの訓練

救急医療と異なる環境下で医療活動を行うことが求められることから、これに対応できるよう、避難・患者受入れ・トリアージなどに係る研修・訓練を行う。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

3. 後方搬送体制の整備

負傷者の後方搬送について、村は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

3.1 透析患者や在宅難病患者等への対応

(1) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第6節 緊急輸送体制の整備

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群(クラッシュ・シンдрーム)に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、村は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町村への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

(2) 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

4. 医療機関における広域的連絡体制の整備

村は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した救急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

第6節 緊急輸送体制の整備

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が予想される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

1. 交通確保体制の整備

交通規制の実施責任者及び整備方針

区 分	実施責任者	範 囲	整備方針
道路管理者	村長 (村道) 知事 (指定区間 を除く国道 及び県道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の 事由に因り交通が危険であ ると認められる場合 2 道路に関する工事のため、 やむを得ないと認められる 場合	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努 め、災害により交通施設等の危険な状況 が予想され、又は発見通報等に備え、速 やかに必要な規制を行う体制の整備に努 める。

公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	(1)発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 (2)交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 (3)交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 (4)規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
-------	----------------------	--	--

2. 緊急通行車両の事前届出・確認

2.1 緊急通行車両の事前届出

村が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

2.2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

3. 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

3.1 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として村有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般土木業者等の協力を得て輸送を行う。

3.2 空中輸送

地上輸送が不可能な場合、宮崎県防災救急ヘリの出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

3.3 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第7節 避難収容体制の整備

4. 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、緊急輸送路線やヘリポート及び災害時の救援物資や資機材等の集積地を指定しておく。

5. 緊急輸送道路啓開体制の整備

5.1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

5.2 道路啓開の作業体制の充実

村及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

5.3 道路啓開用装備・資機材の整備

村及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

5.4 関係団体等との協力関係の強化

村及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第7節 避難収容体制の整備

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行う。

1. 避難計画の策定と避難対象地区の指定

1.1 避難計画の策定

次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所(の名称、所在地、対象地区及び対象人口)
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ① 飲料水の供給

- ② 炊き出しその他による食品の供給
- ③ 被服寝具その他生活必需品の給与
- ④ 負傷者に対する応急救護
- ⑤ 要配慮者に対する介助等の対応
- (5) 避難所の管理に関する事項
 - ① 避難収容中の秩序保持
 - ② 避難者に対する災害情報の伝達
 - ③ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ④ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ① 広報車による周知
 - ② 避難誘導員による現地広報
 - ③ 村民組織を通じた広報

1.2 避難対象地区の指定

地域の実情から判断して、河川の氾濫による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を把握するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

2. 避難所、避難路の確保

2.1 避難所の指定

村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所次の事項を考慮して指定する。なお、避難所一覧については【資料 1-2-2-12 指定避難施設一覧表】を参照する。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有する施設であること。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は施設を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- (5) 避難所として指定する施設は、原則として耐火、鉄筋構造を備えた公民館等の集会施設、学校、体育館等の公共施設とする。なお、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等と調整を図る。
- (6) 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にする。

2.2 避難路の確保

避難所に至る避難路を確保するため、道路整備の推進を図る。なお、避難路については、

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第7節 避難収容体制の整備

【資料 3-1-5-05 指定避難路一覧】で指定した道路とする。また、沿道の不燃化、緑地の整備、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずる。

2.3 商店街、観光地における避難場所等の確保

不特定多数の者が集まる商店街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

3. 避難所等の広報と同知

村民が的確な避難行動をとることができるようにするため、村は避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。

また、その広報活動を通じて村民に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図るよう努める。

3.1 避難所の広報

避難所の指定を行った時点で、次の事項につき、広報紙等により村民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、村民に分かりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ① 避難所の名称
- ② 避難所の所在位置
- ③ 避難所への経路
- ④ その他必要な事項

3.2 避難のための知識の普及

村民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、村民にその自粛を呼びかける。

- ① 平常時における避難のための知識
- ② 避難時における心得
- ③ 避難収容後の心得

3.3 災害危険区域の広報

災害時の上石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、山崩れ発生予知テレメーター施設を有効活用すると同時に土砂災害危険箇所図を作成する等、村民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

4. 避難所の安全性確保と設備の整備

4.1 避難所の安全性の確保

平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進し、避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

4.2 避難所の備蓄物資及び設備の整備

あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や避難所生活に必要な資材や設備の整備に努める。

また、要配慮者に対応するため、伝達事項の掲示板の設置や出入口の段差解消のスロープ等の整備に努める。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施する。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

5. 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

5.1 建設用地の選定

- (1) あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておく。
- (2) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。

5.2 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設する。

5.3 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておく。

5.4 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておく。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第8節 備蓄に対する基本的な考え方

5.5 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

5.6 必要戸数の供給

- (1) 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅が建設できるよう整備しておく。
- (2) 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公営住宅の一時利用、民間の空家の借り上げ等も検討しておく。

5.7 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障害者等の要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とする。

第8節 備蓄に対する基本的な考え方

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。また、計画推進に当たっては次の事項に留意し、これらの備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図る。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

1. 備蓄方法

1.1 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

1.2 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

1.3 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、傷病者へ配慮された物資の供給に配慮する。

2. 防災拠点以外での備蓄

2.1 各家庭や職場での物資等の備蓄

村民が各家庭や職場で、平時から3日分相当の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、県と連携して、防災に関する各種イベントや村民が参加した防災訓練の実施等を通じて啓発する。

2.2 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分相当の備蓄を検討する。

第9節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

1. 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

1.1 食料の備蓄及び供給体制の整備

(1) 村は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

- ① 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努める。
- ② 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても供給・備蓄に努める。
- ③ 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、宮崎農政事務所及び支所、政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

(2) 事業所、村民等の備蓄

事業所及び村民には、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備蓄するよう指導する。

1.2 応急給水、応急復旧体制の整備

(1) 避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫(水の缶詰・ペットボトル等)備蓄による飲料水の供給、隣接町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

(2) 応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第10節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

① 初めの3日間	3ℓ/人日
② 7日目まで	20ℓ/人日
③ 14日目まで	100ℓ/人日
④ 15日から28日目まで	250ℓ/人日
⑤ 29日日以降	通常通水

(3) 各家庭及び村民に対して10～20ℓ入りのポリ容器を常備しておくよう指導する。

2. 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

2.1 供給体制の整備

村は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その備蓄と供給体制の整備に努める。

- (1) 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努める。
- (2) 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。
- (3) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

(4) 生活必需品の例示

寝具	就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
外衣	ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
肌着	男女下着、子供下着等
身の回り品	タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
食器、日用品	食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等
その他	応急的に必要な生活必需品

2.2 事業所、村民等の備蓄

事業所及び村民には、日常生活に必要な生活必需品等を備えるよう指導する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、村、県及び防災関係機関等の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

1. 村防災行政無線等の整備

1.1 村防災行政無線整備の推進

村が整備する防災行政無線は、次の設備があり、今後難聴地域が発生しないよう的確な維持を図る。

(1) 移動系無線

被害状況を把握するため、災害現場へ移動し役場と災害現場との間で通信を行うシステム

(2) 同報系無線

災害情報等を役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、村民に周知する通信システム

【資料 1-2-2-13 防災行政無線（同報系・移動系）一覧表】

【資料 1-2-2-14 防災行政無線通信広報文案】

【資料 1-2-2-15 防災行政用無線局管理運用規則】

【資料 1-2-2-16 防災行政用無線局（同報系）運用細則】

【資料 1-2-2-17 防災行政用無線局（移動局）運用細則】

2. 消防無線整備の推進

村は、消防団及び関係市町村と連携を図り、以下の消防無線の充実に努める。

- ① 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実に努める。
- ② 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実に努める。
- ③ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

3. もろつか光ネット（光ファイバー通信網）の整備促進

- ① 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備を図る。
- ② 情報収集手段としてインターネット環境等の整備、活用を図る。

4. 通信訓練、研修会の実施等

円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

5. 通信施設の整備対策

村民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための村防災行政無線(屋外拡声方式及び戸別受信方式)、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備の維持管理を的確に行い、有効に利用する。既に、戸別受信方式は、全戸に整備済みではあるが、災害発生の危険性の高い区域では特に設備の充実に努める。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第10節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

- ② 地すべり危険箇所のある地区
- ③ 土石流発生危険渓流のある地区
- ④ 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- ⑤ 山地災害危険区域のある地区
- ⑥ 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- ⑦ 主要交通途絶予想箇所のある地区
- ⑧ その他、災害危険箇所のある地区

6. 情報の分析整理

平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

7. データの共有

7.1 村内における情報共有体制

村は、県及び関係機関と連携し、気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータを相互に送受信し、共有する体制の整備を図る。

なお、休日・夜間においては、警備員より総務課長・担当者等へ電話又は携帯電話で連絡する。

7.2 休日・夜間における県による市町村等への情報の収集・伝達

県は、防災情報システムにより気象情報等を市町村に伝達し、市町村登録職員へ携帯電話等で呼び出しを実施する。また、音声・FAX 応答装置にその内容が登録されているため、市町村登録職員は伝達内容を確認する。

【資料 1-2-2-02 宮崎県防災情報システム】

第11節 要配慮者に係る安全確保体制の整備

近年の災害では、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下、要配慮者という。）の犠牲が多くなっている。

このため、社会の高齢化や国際化の急速な進展を迎え、村及び要配慮者を受け入れる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努める。

1. 社会福祉施設等の防災体制の充実

村は、社会福祉施設等の防災体制の充実について、施設等管理者へ助言・指導を行うとともに、社会福祉施設等と防災関係機関、団体との連携について調整支援を行う。特に危険地区にある社会福祉施設等に対する伝達体制を整備しておく必要がある。

また、災害後、社会福祉施設等への入所対象者が増加することが考えられることから、その受入れや連携について、社会福祉施設等の相互間の調整を検討しておく。

施設等管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備する。

1.1 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間、休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

1.2 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、ボランティア組織等との連携に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

1.3 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、平常時から施設の安全性等の確保に努める。

1.4 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

1.5 防災教育、防災訓練の実施

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第11節 要配慮者に係る安全確保体制の整備

施設入所者等が安全かつ速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防団、村民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

1.6 防災士の資格取得

施設の職員による防災士資格取得に努める。

1.7 県及び村との連携協力

県又は村が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

2. 避難行動要支援者の救護体制の整備

要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

2.1 全体計画及び個別支援計画の策定

村は避難行動要支援者に関わる重要事項を本計画に定め、細目的な部分も含めて諸塚村災害時要援護者避難支援計画(平成 24 年 9 月)を策定している。なお、要配慮者に対する支援方法を示した個別支援計画も策定している。

2.2 避難行動要支援者の名簿の整備等

村の総務課及び住民福祉課及び民生委員児童委員協議会の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 登録対象者

避難行動要支援者として対象とする者は、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 介護保険法において、要介護3以上の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの
- ③ 療育手帳の交付を受けている者で、程度区分のうちA1又はA2の判定を受けている者
- ④ 自立支援医療費の支給認定を受けている精神障がい者
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 外国国籍を有し、日常会話によるコミュニケーションを図ることが困難な者
- ⑦ 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で前各号に該当しない者
- ⑧ 前各号に準じる状態にある者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、主に以下の情報を記載するものとする。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 年齢及び生年月日
- ④ 住所（公民館名）
- ⑤ 連絡先（電話番号、FAX 番号、携帯電話番号、メールアドレス）
- ⑥ 避難先
- ⑦ 避難支援者等の状況
- ⑧ その他

(3) 避難行動要支援者情報の収集

諸塚村個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、村で所有する情報を集取する。

- ① 住民基本台帳
- ② 要介護・要支援認定台帳
- ③ 身体障害者手帳交付台帳
- ④ 療育手帳交付台帳
- ⑤ 自立支援医療費の申請者台帳
- ⑥ 外国人登録台帳
- ⑦ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定簿（県に要請）
- ⑧ 難病患者災害時要援護者リスト（県に要請）

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

村は、名簿の内容に変更がないか随時確認し、修正がある場合は、名簿の更新を行うものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の共有

作成した避難行動要支援者名簿は総務課と共有し、消防機関、民生委員と避難行動要支援者の名簿情報を共有する。

(6) 名簿情報の管理

避難行動要支援者名簿を保有する者は、共有者以外の閲覧、利用を禁じるため、電子データで保管する場合は、パスワードを設定し、紙等で保管する場合は、施錠できる保管庫に保管するなど、情報の管理を適正に行うものとする。

2.3 避難等の伝達方法の整備

村は、避難準備情報等が避難行動要支援者等を含む住民全員に確実に伝達されるよう、防

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第12節 二次災害防止体制の整備

災行政無線、広報車、衛星携帯電話、ファクシミリ、携帯電話等のメールサービスなど、複数の伝達手段の整備・充実及び地域における情報伝達体制の確立に努めるものとする。

2.4 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣村民(自主防災組織)、やボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

2.5 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣村民(自主防災組織)やボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

2.6 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に要する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備する。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前に福祉避難所として利用可能な施設の確保に努める。

3. 外国人に対する防災対策の充実

3.1 外国人の状況の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、その状況の把握に努める。

3.2 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

3.3 外国人が安心して生活できる環境の整備

村は、外国人を支援し災害時に対応できる体制づくりを推進するため、県と連携し、外国人相談窓口や避難施設等の案内板の設置、語学ボランティアの確保等について、整備するよう努める。

また、必要に応じて、多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下、「多言語等」という。）での情報提供を検討する。

第12節 二次災害防止体制の整備

県の地震被害想定調査によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。

有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

1. 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が特に指摘されている。二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備する。

- ① 情報収集体制の整備
- ② 警戒避難体制の整備

2. 建築物災害防止体制の整備

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

3. 危険物等災害防止体制の整備

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

3.1 県が実施する体制整備等について

- ① 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- ② 立入検査の実施等指導強化についての市町村に対する指導

3.2 村が実施する体制整備等について

- ① 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- ② 立入検査の実施等指導の強化
- ③ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- ④ 自衛消防組織の強化についての指導
- ⑤ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3.3 危険物取扱事業所等の関係機関が実施する体制整備等について

- ① 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第13節 防災訓練の実施

- ② 危険物施設の耐震性の向上
- ③ 防災応急対策用資機材等の整備
- ④ 自衛消防組織の強化促進
- ⑤ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

第13節 防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

村は、関係機関と連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図る。

1. 防災訓練の実施責務・協力

村は、単独又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を実施し、村民その他関係ある団体は、村が行う防災訓練には積極的に参加する。

2. 防災訓練の種別

村が実施する訓練は、次のとおりとする。

【資料 1-2-2-18 防災訓練の種別】

村は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果的な方法で、性別、年齢等にかかわらず多様な村民に参加を呼びかけ、訓練を行う。また、ボランティア団体及び村民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

3. 訓練の時期、場所等

3.1 訓練実施場所等の選定

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期、場所を選んで実施する。なお、家屋の密集している火災危険区域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

3.2 訓練時の道路利用

村は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

4. 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

4.1 事業所(防火管理者)における訓練

学校、特別養護老人ホーム、工場、事業所、店舗その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域で行われる防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

4.2 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は村民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び老人・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

4.3 村民の訓練

村民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して要配慮者を含め広く村民の参加を求め、村民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、村民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等、災害に備える活動を継続的に実施するよう努める。

4.4 関係機関による訓練

(1) 緊急輸送訓練

村は、車両、ヘリコプター等を保有する関係機関と連携し、負傷者の搬送等の救援・救護活動の訓練を実施するよう努める。

(2) 医療救護活動訓練

村内の医療関係機関は、災害発生時の状況を具体的に想定し、災害時の医療救護活動、負傷者等の搬送、要配慮者に対する入所、関係機関との連携等について訓練を実施するよう努める。

第14節 災害復旧・復興への備え

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考に

1 〈第2編 予防対策計画〉

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第15節 減災目標

なるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

1. 各種データの保存・整備

1.1 データの保存

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

1.2 データのバックアップ

前項「1.1」で挙げたような重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

2. 村民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から村民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、村民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

3. 防災資機材等の備蓄

3.1 水防倉庫及び水防資機材

- (1) 水防管理団体は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- (2) 水防倉庫既設箇所及び水防資機材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているとおりである。
- (3) 水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。県水防緊急整備備蓄資機材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているとおりである。

3.2 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第15節 減災目標

地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標は、

東南海・南海地震、日向灘北部地震、日向灘南部地震及びえびの・小林地震で想定される人的被害（死者数）を半減させることとする。

1. 目標達成のための取組み

減災目標を達成するために重点的に取り組む主な施策は次のとおり。

1.1 村民防災力の向上

村民の防災意識の啓発、学校における防災教育の推進、自主防災組織の充実、要配慮者の支援対策の充実、企業防災の促進

1.2 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

木造住宅の耐震化等の促進、公共建築物の耐震化の促進

1.3 外部空間における安全確保対策の充実

安全・安心な生活環境の確保・充実、土砂災害対策の充実、ライフライン対策の促進

1.4 被災者の救助・救命対策

村と県・医療機関・DMAT等関係機関間との連絡体制の充実

1.5 村の防災体制の充実

村の災害対応能力の強化、協定締結等による企業、関係団体との連携強化、消防力の充実・強化

第3章 村民の防災活動の促進

震災に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、震災に強い施設等の整備に係る対策を講ずる等、地震に強いまちづくりを推進する。

第1節 防災知識の普及

大規模地震は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政的確な対応に加え、村民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため、村、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

1. 村民に対する防災知識の普及

1.1 内容

概ね次のとおりとする。

- ① 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 緊急地震速報に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑨ 平素村民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- ⑩ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

1.2 方法

(1) 講習会等の開催

県、村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 地域の防災リーダーの育成

村は、村民に対して県が実施する防災士養成研修等の受講を推進することにより、地域の防災リーダーの育成や村民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

県、村、防災関係機関は、災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全

を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い村民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

なお、広報紙、パンフレット等を作成し、広く村民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、メディアを活用した啓発活動についても検討する。

① メディアの活用

ア テレビ・ラジオ局、CATV 局の番組活用

イ インターネットの活用

ウ 地震体験車、防災教育教材等の教育設備の貸出

内容例：宮崎県防災教育DVD「災害から命を守る」（公立学校に配布済）

○家庭での備え－自助の取組

- ① 食糧や飲料水の確保
- ② ラジオ、懐中電灯、医薬品など非常持出品などの準備
- ③ タンスや食器棚などの家具の転倒防止
- ④ 避難所の位置や安全な避難経路の確認
- ⑤ 災害時における家族間の連絡方法の確認
- ⑥ 地震や火事に備えた住宅保険や共済への加入
- ⑦ 住宅の耐震性の点検や耐震補強など

○地域での備え－共助の取組

- ① 自主防災組織や自治会への加入と避難・消火・救護訓練への参加
- ② 地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
- ③ 高齢者や障害者などの要配慮者への避難誘導體制の検討・整備

(4) 「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間、11月5日の津波防災の日及び1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、村民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

(5) グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

村や各関係機関は、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県防災担当職員や防災士の派遣について県に要請し、出前防災講座や意見交換会等を実施するよう努める。

2. 教育機関における防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。本村は、自然災害のうち火山災害や津波災害の恐れはない

が、児童生徒等が村外に出向いた際に被災することも考慮し、防災教育においては村外で起こりうる災害種も教育指導に含める。

2.1 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒の育成に努める。県が制作し公立学校に配布した防災教育教材（DVD）「災害から命を守る ～意識が変わる・行動が変わる～」を授業等にて活用する。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに視聴覚教材等を活用しつつ、防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を実施し、効果的な防災教育について検討する。

2.2 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3. 防災要員に対する教育

3.1 村職員に対する防災教育

(1) 村職員に対しては、以下の様な災害に関する知識等について防災教育・研修に努める。

- ① 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

- ① 応急対策活動の習熟

ア 被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対

しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

② 研修会及び講演会の開催

ア 災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

3.2 防災上考慮すべき施設の管理者等の防災教育

危険物等を取り扱う施設等の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図る。

- (1) 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4. 観光客等への広報

村内周辺の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5. 相談窓口の設置

村民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第2節 自主防災組織等の育成強化

大規模な地震災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、村民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び活性化の促進を図る。

その際、自発的な防災活動と女性の参画の促進に努めるものとする。

1. 活動カバー率の向上と活動支援

1.1 自主防災組織への活動支援

自主防災組織に対し、資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材については、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）及び県の制度事業等を活用し、村民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。

（自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例）

情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消 火 用	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水 防 用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、協力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

1.2 リーダーの養成

県及び村は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、防災対策については、要配慮者や男女共同参画の視点の内容を盛り込むこととする。

2. 事業所防災活動の推進

2.1 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、村は、こうした取組みに資する情報提供等を進める。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するア

ドバイスを行うものとする。なお、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資著しくは資材の供給等を業とする企業は、災害時における事業活動の継続実施、県及び村が実施する協定締結や防災訓練等について協力するよう努める。

2.2 防火管理体制の強化

学校・医療機関等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

2.3 危険物等施設関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

2.4 地震防災に関する対策計画の策定

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、村は不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者に対して対策計画の策定を促進する。

第3節 ボランティアの環境整備

大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技能グループを含む大量の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、社会福祉協議会等の関係団体等と連携を図り、大規模災害発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、日本赤十字社、その活動環境の整備に努める。

1. ボランティアの種類と活動内容

村がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

1.1 一般労力提供型ボランティア

- ① 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- ② 避難所の運営への協力
- ③ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ④ 清掃等の衛生管理
- ⑤ 高齢者、障害者等の介護、看護補助

1.2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ① 災害支援ボランティア講習修了者
- ② アマチュア無線技士
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- ④ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- ⑤ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- ⑥ 通訳(外国語、手話)

2. 活動促進のための体制づくり

2.1 ボランティアの総合窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係する課が担当窓口となり調整を行う。

2.2 ボランティアの連絡会の設置

災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

2.3 ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

村社会福祉協議会は、ボランティアの受入窓口となる「ボランティアセンター」の体制整備を強化する。

また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本村域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

2.4 ボランティアの養成・登録等

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

(2) ボランティアの登録

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(3) ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランテ

ィア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

(4) 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

県及び村並びに村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

(5) ボランティアコーディネーターの配置

県及び村並びに村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

2.5 ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時のボランティア活動に村民が速やかに主体的に参加できるよう、日ごろから村民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

(2) ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動力が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

2.6 学校におけるボランティアの育成

災害時の児童生徒の対応については、常日ごろから教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておく。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

2.7 コーディネートシステムの構築

村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

(1) 村社会福祉協議会における業務

- ① 被災者のニーズ調査
- ② 被災者やボランティアからの相談受付

- ③ 要配慮者への支援
 - ア ボランティア活動希望者の派遣
 - イ ボランティア活動プログラムの策定と提供
 - ウ ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- ④ 被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑤ 各関係機関・団体との連絡・調整

3. 地域安全活動ボランティアの体制整備

3.1 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発など、村民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・村、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

第4節 地区防災計画の策定

自然特性や社会特性等の地区内の特徴を整理し、一定の地区内の村民及び当該地区に事業所を有する企業が共同して行う防災訓練、想定される災害に対する防災活動等に必要な物資等の備蓄に関する計画について定めるよう、村は村民及び企業等を支援するよう努める。

第5節 災害教訓の伝承

1. 大災害に関する資料の整理及び公開

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査・分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く村民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2. 村民による災害教訓の伝承

村民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、村民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。